

# F A X 飛躍

# JR東労組東京地本青年部

## 労働協約をご存じですか？

労働協約とは、労働組合と使用者(会社)との間で組合員の賃金、労働時間、休日・休暇等の労働条件並びに労働組合と使用者(会社)との関係に関する事項について団体交渉を行い、その結果を労使間で合意に達した事項に対して書面にし、労使双方が署名又は記名押印したものをいいます。そしてこの労働協約は就業規則よりも上位の(優先される)ものとして取り扱われます。

### 労使間の取扱いに関する協約 第1章 総 則

(目的)

第1条 東日本旅客鉄道株式会社(以下「会社」という。)と東日本旅客鉄道労働組合(以下「組合」という。)は、信義誠実の原則に従って健全な労使関係を確立し、もって社業の発展及びこれを基礎とした労働条件の維持向上を図ることを目的とし、この協約を締結する。

**つまり、組合と会社で決めたことで、法律に基づき拘束力もあるものなのです。**

**この労働協約について大切なことがあります。それは…  
締結した労組の組合員であることが適用条件なのです！**

### 第4編 出 向

#### 第1章 総 則

## 出向の項目も

(出向の意義)

第193条 「出向」とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、グループ会社等(以下「出向先」という。)に勤務することをいう。

(出向発令)

第194条 会社は、出向を命ずるにあたって、組合員に出向先の業務内容及び就労条件を明示する。

- 2 出向期間は、原則として3年以内とする。
- 3 会社は、事前通知を原則として発令の14日前までに進行。
- 4 出向期間を延長する場合は、第1項及び第3項に準じて取り扱う。

(出向中の取扱い)

- 第195条 出向中の組合員(以下「出向者」という。)は、人事担当部署の所属とする。
- 2 出向者は、会社から指示された事項について、報告を行うものとする。
- 第196条 出向期間中は、原則として休職とする。
- 2 出向期間は勤続年数に通算する。
- 第197条 会社は、出向者が退職又は解雇となる場合、出向を終了させる。
- 第198条 出向者は、出向先の規定を遵守するものとする。

#### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、東日本旅客鉄道株式会社就業規則(昭和62年4月社達第4号。以下「就業規則」という。)第28条に基づき、社員に出向を命ずるときの取扱いを定めたものである。

(出向の意義)

第2条 「出向」とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、グループ会社等(以下「出向先」という。)に勤務することをいう。

(出向発令)

第3条 出向を命ずるにあたっては、出向先の業務内容及び就労条件を明示する。

- 2 事前通知は、原則として発令の14日前までに進行。

(出向中の取扱い)

- 第4条 出向中の社員(以下「出向社員」という。)は、人事担当部署の所属とする。
- 2 出向社員は、会社から指示された事項について、報告を行わなければならない。
- 第5条 出向期間中は、原則として休職とする。
- 2 出向期間は、勤続年数に通算する。

**左が労働協約、右が就業規則ですが協約の方に  
出向の期間があります。  
いつまで出向するのか不安定ではなくハッキリさせています。**

**雇用・労働条件にも協約と規則で違いがあります。東労組に結集し、より良くしていきましょう！**